

総 説

1. 沿 革

- 昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行
15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設
19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称
22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行
23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行
23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行
23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足
28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称
40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる
41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行
48. 12. 6 豊島池袋保健所改築
50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区长崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置
50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定
53. 3. 12 衛生部分庁舎完成
53. 3. 31 長崎保健所改築
58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行
62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設
63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除
63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行
- 平成元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行
- 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）
2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）
3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設
5. 4. 1 介護相談センター開設
6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正）
6. 10. 3 池袋保健所A I D S知ろう館開設
7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行
8. 4. 1 らい予防法廃止
8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）
8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設
10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）

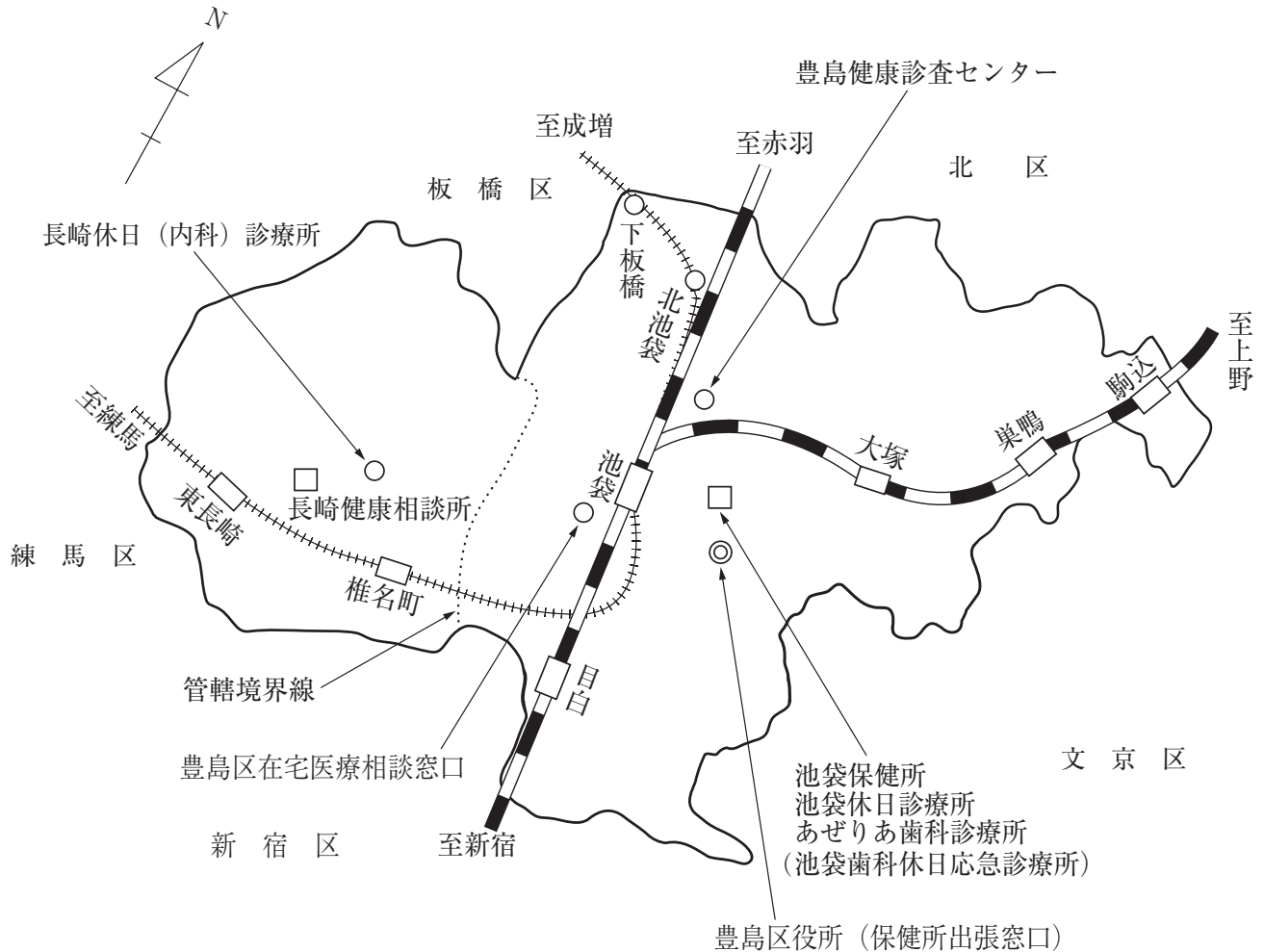
10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設
歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設
11. 4. 1 口腔保健センター開設（障害者等歯科診療事業開始）
組織改正（衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行
（伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正）
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設
12. 4. 1 介護保険法（平成9年法律第123号）施行
組織改正（衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更）
12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修
14. 4. 1 組織改正（池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置）
15. 5. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）施行（栄養改善法廃止）
17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）（平成15年法律第110号）施行
17. 7. 15 食育基本法（平成7年政令第235号）施行
18. 4. 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行
事務移管（共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管）
18. 10. 28 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設
19. 4. 1 がん対策基本法（平成18年法律第98号）施行
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）施行（結核予防法廃止、改正法に統合）
組織改正（生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編）
20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）施行（老人保健法の一部改正）
組織改正（生活衛生課・健康推進課において係再編）
21. 4. 1 組織改正（地域保健課・健康推進課において係再編）
22. 1. 1 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）施行
22. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合）
23. 4. 1 組織改正（生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止）
豊島区がん対策推進条例施行
23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）施行
24. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。）

- 25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）施行（障害者自立支援法名称変更）
- 25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行、豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行
- 25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行
- 27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行
- 27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行
- 27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設
- 27. 12. 25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行

【27年度の主な取組み】

- 27. 4. 1 糖尿病重症化予防等医療費適正化事業開始
- 27. 7. 2 ゆりかご・としま事業開始
- 27. 11. 11 鬼子母神p l u s 開設
- 28. 1. 4 豊島区骨髄移植ドナー支援事業開始

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号 地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目 (1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目 (1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目 (1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目 (1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目 (池袋管内除く)・5丁目 (池袋管内除く)、池袋3丁目 (池袋管内除く)、目白4丁目 (池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所		豊島区東池袋1-20-9	建物竣工年月日	平成10年11月4日
敷地面積	609.84 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階		
建物面積	地下2階	416.98 m ²	駐車場	
	地下1階	436.55 m ²	電気室、倉庫	
	1階	481.10 m ²	鬼子母神plus、AIDS知ろう館、エントランス、池袋あうる薬局	
	2階	490.44 m ²	子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール	
	3階	461.36 m ²	X線室、健康教育室、講堂	
	4階	491.16 m ²	所長室、事務室、相談室、男女更衣室	
	5階	491.16 m ²	事務室、衛生検査室、男女更衣室	
	6階	445.26 m ²	池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所	
	7階	302.08 m ²	事務室、環境分析室	
	塔	44.55 m ²	エレベーター機械室	
	計	4,060.64 m ²		

2. 長崎健康相談所		豊島区长崎3-6-24	建物竣工年月日	昭和53年3月17日
敷地面積	1,499.63 m ²	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階		
建物面積	地	420.83 m ²	車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室	
	1階	739.26 m ²	講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール	
	2階	784.14 m ²	所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室	
	塔	20.31 m ²		
	計	1,964.54 m ²	平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86 m ²	

3. 休日診療所		施設名	電話	住所	施設床面積
		池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診療所 待合室 58.01 m ²
		長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診療所 待合室 51.57 m ²
		池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診療所 待合室 237.76 m ²

4. 組織と分掌事務

平成28年4月1日現在



5. 職 員 配 置

平成28年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
総 数	103	- 10	23	- -	33	- 5	36	- 3	11	- 2
事 務	37	- 7	18	- -	2	- 3	13	- 2	4	- 2
医 師	3	- -	1	- -	-	- -	1	- -	1	- -
衛 生 監 視	28	- 1	-	- -	28	- 1	-	- -	-	- -
検 査 技 術	2	- -	-	- -	2	- -	-	- -	-	- -
診療放射線	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
保 健 師	25	- 1	2	- -	1	- -	17	- 1	5	- -
栄 養 士	4	- -	1	- -	-	- -	2	- -	1	- -
歯科衛生士	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
環 境 技 能	-	- 1	-	- -	-	- 1	-	- -	-	- -
心 理	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
福 祉	2	- -	1	- -	-	- -	1	- -	-	- -
業 務	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -

(注1) 池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 健康推進課長が医務担当係長事務取扱。

(注3) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年 次	全 国	東 京 都	豊 島 区
23	126, 180, 000	12, 869, 000	286, 329
24	125, 957, 000	12, 916, 000	287, 673
25	125, 704, 000	12, 979, 000	289, 926
26	125, 431, 000	13, 044, 000	293, 628
27	125, 362, 000	13, 135, 000	299, 176

（注）全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計（概数）」（厚生労働省）、豊島区人口は「人口動態統計年報速報（概数）」（東京都福祉保健局）による。平成27年「人口動態統計年報速報（概数）」は、平成22年国勢調査による補正を反映したものである。

[2] 町別世帯と人口

（1）池袋保健所管内

平成28年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	（世帯） 122, 195	（人） 198, 676	（人） 100, 645	（人） 98, 031	（K m ² ） 9. 268
駒 込	9, 656	17, 331	8, 423	8, 908	0. 752
巢 鴨	10, 660	18, 220	8, 890	9, 330	0. 799
西 巢 鴨	7, 634	12, 976	6, 381	6, 595	0. 547
北 大 塚	7, 674	11, 707	5, 931	5, 776	0. 409
南 大 塚	10, 125	16, 032	7, 943	8, 089	0. 607
上 池 袋	10, 724	17, 474	9, 093	8, 381	0. 681
東 池 袋	12, 806	19, 480	10, 194	9, 286	0. 935
南 池 袋	5, 090	8, 167	4, 195	3, 972	0. 748
西 池 袋	7, 894	12, 279	6, 297	5, 982	0. 803
池 袋	12, 997	18, 461	10, 049	8, 412	0. 736
池袋本町	10, 537	18, 225	9, 480	8, 745	0. 636
雑司が谷	5, 199	8, 820	4, 320	4, 500	0. 404
高 田	6, 672	11, 187	5, 622	5, 565	0. 494
目 白	4, 527	8, 317	3, 827	4, 490	0. 717

（2）長崎健康相談所管内

平成28年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	（世帯） 49, 415	（人） 81, 963	（人） 41, 123	（人） 40, 840	（K m ² ） 3. 742
西 池 袋	2, 665	3, 901	1, 995	1, 906	0. 137
池 袋	585	876	459	417	0. 019
目 白	3, 199	5, 472	2, 725	2, 747	0. 217
南 長 崎	11, 992	19, 667	9, 933	9, 734	0. 812
長 崎	10, 922	18, 064	9, 126	8, 938	0. 823
千 早	7, 226	12, 405	6, 235	6, 170	0. 64
要 町	5, 877	9, 305	4, 582	4, 723	0. 506
高 松	4, 542	7, 914	4, 007	3, 907	0. 354
千 川	2, 407	4, 359	2, 061	2, 298	0. 234

（注）平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在（単位：人）

年 次	総 数	男	女
24	19,324	9,277	10,047
25	19,065	9,020	10,045
26	19,533	9,376	10,157
27	21,616	10,793	10,823
28	24,540	12,606	11,934

平成28年1月1日現在（単位：人）

国 別	登録者数
中国	11,351
ベトナム	2,575
韓国	2,351
ネパール	2,340
ミャンマー	1,425
台湾	1,155
フィリピン	433
米国	401
その他	2,509
合計	24,540

[4] 性・年齢階級別人口

平成28年1月1日現在 住民基本台帳人口（単位：人）

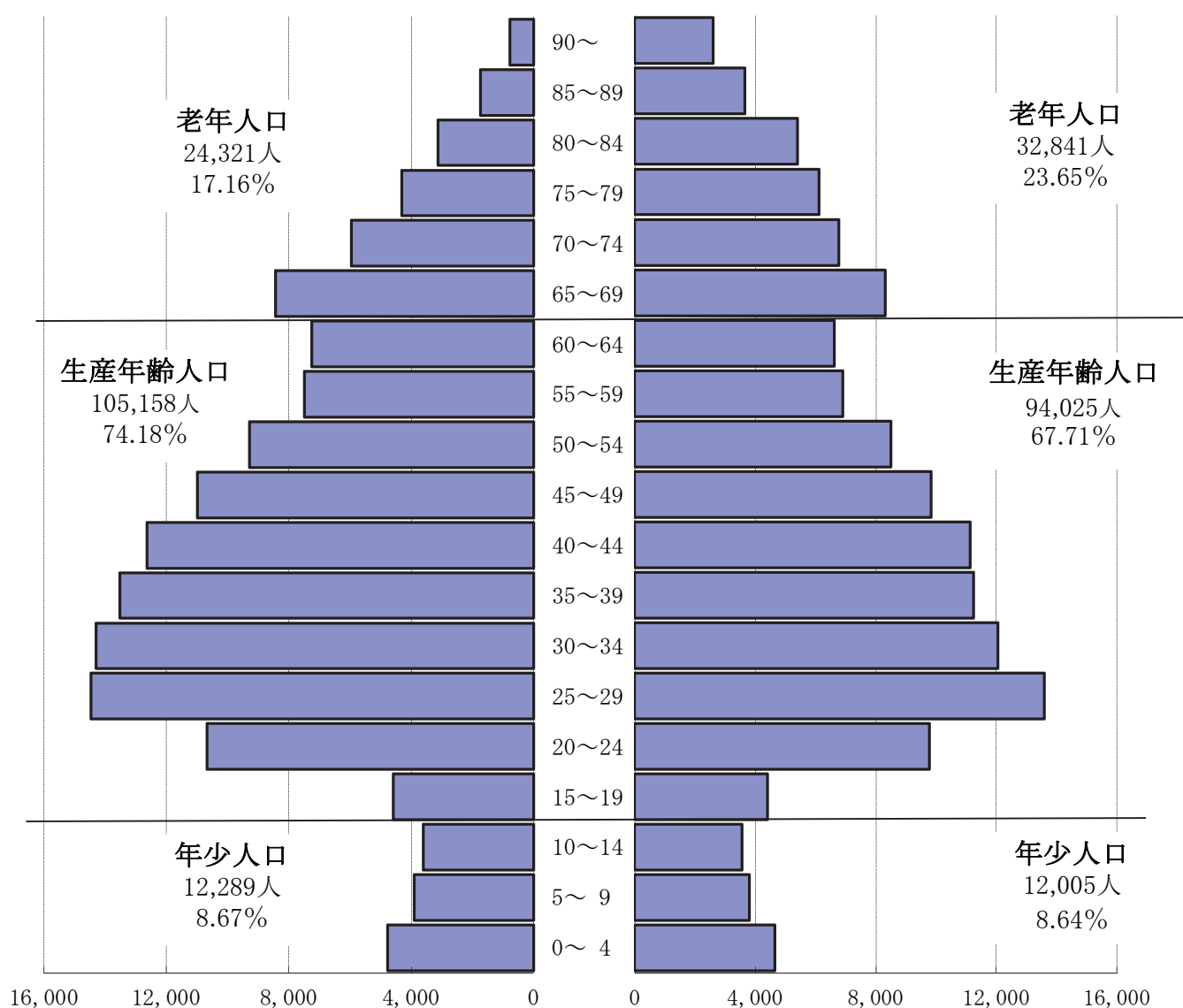
区分 年齢	総 数			池 袋 保 健 所			長崎健康相談所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総数	280,639	141,768	138,871	198,676	100,645	98,031	81,963	41,123	40,840
0～4	9,414	4,774	4,640	6,711	3,411	3,300	2,703	1,363	1,340
5～9	7,715	3,910	3,805	5,506	2,775	2,731	2,209	1,135	1,074
10～14	7,165	3,605	3,560	5,076	2,562	2,514	2,089	1,043	1,046
15～19	8,985	4,579	4,406	6,464	3,312	3,152	2,521	1,267	1,254
20～24	20,449	10,675	9,774	15,222	7,956	7,266	5,227	2,719	2,508
25～29	28,039	14,457	13,582	20,153	10,398	9,755	7,886	4,059	3,827
30～34	26,345	14,299	12,046	18,654	10,152	8,502	7,691	4,147	3,544
35～39	24,755	13,520	11,235	17,606	9,615	7,991	7,149	3,905	3,244
40～44	23,771	12,639	11,132	17,048	9,087	7,961	6,723	3,552	3,171
45～49	20,821	10,986	9,835	14,751	7,797	6,954	6,070	3,189	2,881
50～54	17,773	9,278	8,495	12,544	6,531	6,013	5,229	2,747	2,482
55～59	14,388	7,483	6,905	10,224	5,354	4,870	4,164	2,129	2,035
60～64	13,857	7,242	6,615	9,844	5,100	4,744	4,013	2,142	1,871
65～69	16,744	8,430	8,314	11,676	5,888	5,788	5,068	2,542	2,526
70～74	12,724	5,947	6,777	8,759	4,083	4,676	3,965	1,864	2,101
75～79	10,415	4,307	6,108	7,015	2,881	4,134	3,400	1,426	1,974
80～84	8,515	3,125	5,390	5,616	2,078	3,538	2,899	1,047	1,852
85～89	5,390	1,741	3,649	3,609	1,156	2,453	1,781	585	1,196
90～	3,374	771	2,603	2,198	509	1,689	1,176	262	914
100歳以上 （再掲）	116	18	98	68	13	55	48	5	43
年少人口 （0～14）	24,294 (8.66%)	12,289	12,005	17,293 (6.16%)	8,748	8,545	7,001 (2.50%)	3,541	3,460
生産年齢人口 （15～64）	199,183 (70.98%)	105,158	94,025	142,510 (50.78%)	75,302	67,208	56,673 (20.19%)	29,856	26,817
老年人口 （65～）	57,162 (20.37%)	24,321	32,841	38,873 (13.85%)	16,595	22,278	18,289 (6.52%)	7,726	10,563

（注）（ ）内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成28年1月1日現在）

男 141,768人

女 138,871人



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

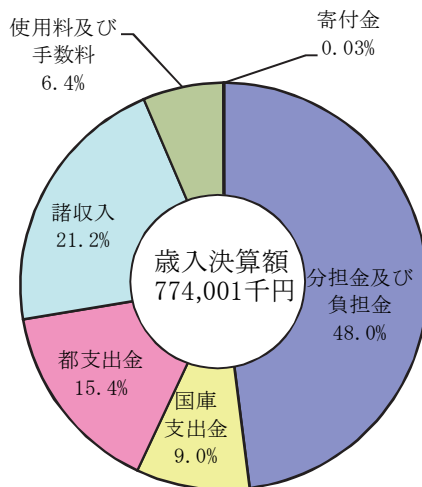
科 目		予算現額	決算額	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率
款	項	(千円)	(千円)		(%)
	23 年 度	896,281	831,025	△65,256	92.7
	24 年 度	894,284	806,523	△87,761	90.2
	25 年 度	816,090	747,465	△68,625	91.6
	26 年 度	837,825	768,814	△69,011	91.8
	27 年 度	823,906	774,001	△49,905	93.9
	分担金及び負担金	434,391	371,468	△62,923	85.5
	負 担 金	434,391	371,468	△62,923	85.5
	使用料及び手数料	52,416	49,627	△2,789	94.7
	使 用 料	752	808	56	107.4
	手 数 料	51,664	48,818	△2,846	94.5
	国庫支出金	82,100	69,601	△12,499	84.8
	国庫負担金	55,793	49,310	△6,483	88.4
	国庫補助金	25,687	20,282	△5,405	79.0
	国庫委託金	620	9	△611	1.5
	都支出金	120,804	119,310	△1,494	98.8
	都負担金	11,851	10,306	△1,545	87.0
	都補助金	108,603	108,802	199	100.2
	都委託金	350	202	△148	57.7
	寄附金	2,200	256	△1,944	11.6
	寄 附 金	2,200	256	△1,944	11.6
	諸 収 入	131,995	163,739	31,744	124.0
	貸付金元利収入	35,000	35,000	△0	100.0
	受託事業収入	44,660	75,560	30,900	169.2
	雑 入	52,335	53,179	844	101.6

[2] 歳 出

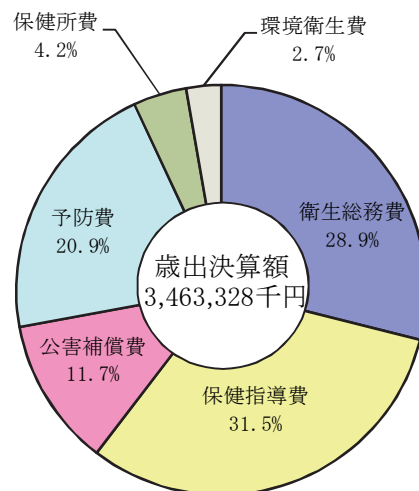
科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
衛 生 費						
23 年 度			3,167,641	2,865,930	301,711	90.5
24 年 度			3,394,160	3,016,438	377,722	88.9
25 年 度			3,369,453	3,070,642	298,811	91.1
26 年 度			3,519,798	3,219,839	299,959	91.5
27 年 度			3,822,947	3,463,328	359,619	90.6
	衛 生 管 理 費		1,659,105	1,552,646	106,459	93.6
	衛 生 総 務 費		1,012,209	1,000,712	11,497	98.9
	保 健 所 費		171,647	146,311	25,336	85.2
	公 害 補 償 費		475,249	405,623	69,626	85.3
	環 境 衛 生 費		108,347	94,623	13,724	87.3
	環 境 衛 生 費		108,347	94,623	13,724	87.3
	保 健 衛 生 費		2,055,495	1,816,059	239,436	88.4
	保 健 指 導 費		1,220,371	1,091,259	129,112	89.4
	予 防 費		835,124	724,800	110,324	86.8

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

歳入決算額（構成比）



歳出決算額（構成比）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。